

世羅郡三町



# 合併協議会だより

第11号

2003(平成15年)  
9月8日発行



つばき夜祭り 神楽上演風景

「条例、規則の取扱い」  
「使用料、手数料等の取扱い」  
「特別職の身分の取扱い」  
「学校教育関係の取扱い」  
以上4項目について確認。

世羅西町 「長寿つばきの里まつり」

# 世羅郡三町合併協議会

第11回協議会を、8月25日(月) 甲山町保健福祉センターで開催しました。今協議会では、「新町の名称」「条例、規則の取扱い」「使用料、手数料等の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「学校教育関係の取扱い」等について協議しました。

## 会議次第

- (1) 開会
- (2) 会長あいさつ
- (3) 議事
  - ① 協議録署名委員の指名
  - ② 協議事項
  - ③ 提案事項
  - (4) その他

## 協議録署名委員の指名

今協議会の署名委員は黒木武彦委員、後藤審三郎委員、奥田正和委員を指名しました。

## 協議第11号の2及び

### 11号の3

## 新町の名称について

新町の名称については、

小委員会の選定した5作品の中から1作品を選定するための協議が行われましたが、第12回協議会において投票により決定することを確認しました。投票の方法については、次のとおり追加提案し、確認しました。「新町の名称については、新町名称候補選定小委員会が選定した5作品の中から、投票により1作品を選定す

る。投票による選定方法は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長を除く出席委員全員による単記無記名投票とする。
- (2) 開票の結果、投票総数の過半数を得た作品を新町の名称とする。
- (3) 過半数を得た作品がない場合は、上位2位の作品による決選投票を行う。
- (4) 同数のため上位2位の作品が3作品以上になった場合は、すべて決選投票



票の対象とする。

- (5) 決選投票の結果、最多得票数を得た作品を新町の名称とする。
- (6) 最多得票数が同数の場合は、会長、副会長を含む出席委員全員により、再度決選投票を行い、最多得票数を得た作品を新町の名称とする。
- (7) 再度の決選投票でも決定しない場合は、抽選により決定する。」

## 協議第49号

### 条例、規則の取扱いについて

条例、規則の取扱いについては次のとおり確認しました。

「(1) 3町に共通して制定されている内容に差異のない例規については、現行の例により新町において制定する。

(2) 3町ともに制定しているが内容に差異のあるもの、及び一部の町のみ



制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに新町の事務の執行に支障のないように整備する。」

## 協議第50号

### 使用料、手数料等の取扱いについて

使用料、手数料等の取扱いについては次のとおり確認しました。

「(1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は



類似する施設の使用料については、新町において可能な限り統一する。

(2) 手数料については、住民の一体性及び負担の公平性を図る観点から、合併時に統一する。」

### ■協議第51号

#### 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについては次のとおり確認しました。

「特別職の職員について

は、その設置、人数、任期、報酬等については、法令の定めるところにより、次のとおり調整する。

(1) 町長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。給料月額については、新町の報酬等審議会に諮問し決定する。ただし、合併時の給与は世羅町の例による。

(2) 議会議員の報酬等審議会に諮問し決定する。ただし、合併時の報酬額等は世羅町の例による。費用弁償については、現行の額及び同規模の自治体の例などを基に合併時に定める。

(3) 農業委員会委員の報酬等については、現行の額及び同規模の自治体の例などを基に合併時に定める。

(4) 教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価

審査委員会の委員及び監査委員の任期等については、法令の定めるところによる。報酬額については、現行の額及び同規模の自治体の例などを基に合併時に定める。

(5) その他条例等で定める特別職で、引き続き設置の必要性のあるものは合併時に設置する。報酬額については、現行の額及び同規模の自治体の例などを基に合併時に定める。」

### ■協議第52号

#### 学校教育関係の取扱いについて

学校教育関係の取扱いについては次のとおり確認しました。

(1) 就学援助費支給事業、就学奨励費支給事業については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町、世羅町の例を基本に



統一する。

(2) 学校給食については、次のとおりとする。

- ① 給食費、給食形態については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成18年度から統一する。
- ② 給食費会計については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から一般会計に統一する。
- ③ 給食運営委員会については、合併時に新たに設置する。

に設置する。

(3) 中学生遠距離通学の補助制度については、合併年度は3町の制度を承継し、合併翌年度に甲山町、世羅町の例を参考に、新たに定める。」

### ■第12回世羅郡三町合併協議会の日程について

第12回の協議会は平成15年9月9日（火）午後1時30分からせら文化センターで開催することを確認しました。

## 提案事項

### ■協議第39号の2

#### 保健衛生の取扱い（その2）について

保健衛生の取扱い（その2）については次のとおり提案しました。

「1. ごみ収集処理関係について

- (1) ごみ収集処理関係の助成については、合併年

度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から次のとおりとする。

① ごみ収集ステーション設置補助については、世羅町の例により実施する。

② ごみ奨励金については、地域活動助成金として再編整備し、合併年度末をもって廃止する。

(2) 指定ごみ袋については、15ℓ・30ℓ・45ℓとし、料金については、3町の例による。

(3) 一斉美化活動については、世羅町の例により実施する。

## 2 下排水処理関係について

下排水処理関係の助成については、合併年度は3町の取扱いを承継し、合併翌年度から次のとおりとする。

(1) 下排水路の掃除補助については、地域活動助成

金として再編整備し、合併年度末をもって廃止する。

(2) 合併処理浄化槽設置に対する助成については、甲山町の例による。」

### ■協議第54号

#### 社会教育関係の取扱いについて

社会教育関係の取扱いについては、次のとおり提案しました。

「社会教育については、町民が生涯を通して生きがいを持って生活できるように、いつでも、だれでも、どこでも自由に学習機会が得られるよう生涯学習推進体制の整備と充実を図る。」

#### 1 社会教育関係事業について

(1) 社会教育における各種行事、生涯学習講座及び文化事業については、引き続き振興を図り効果的な運営が行われるよう、新町において調整する。

(2) 社会教育委員については、新町において新たに設置する。

#### 2 公民館について

(1) 公民館の運営体制等については、公民館を地域における学習・交流の拠点として、地域に根ざした活動が一層展開できるように新町において統一する。

(2) 公民館運営審議会については合併時に廃止する。

(3) 公民館事業については、現行のとおり新町に引き継ぐ。内容等については、効率よく実施するため新町において調整する。

#### 3 体育関係事業について

(1) 体育関係事業については、引き続き振興を図り、効率的な運営が行われるよう、新町において調整する。

(2) 体育指導委員については、新町において新たに設置する。

(3) スポーツ振興審議会に



については、新町において新たに設置する。

#### 4 文化、図書館事業について

(1) 指定文化財については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

(2) 文化財保護委員会については、新町において新たに設置する。

(3) 図書館の運営等については、住民の利便性を考慮し、新町において調整する。」

### ■協議第55号

#### 地域活動等の取扱いについて

地域活動等の取扱いについては次のとおり提案しました。

「地域活動等については、新町において住民自治活動が、円滑に推進できるように、次のとおり支援する。」

(1) 文書配布組織については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

また、文書配布に関する手当については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例を基本に統一する。

(2) 地区コミュニティ補助金及び振興区活動補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅西町の例を基本に地域活動助成金として再編整備する。また、地域活動に関する手当について



は、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅西町の例を基本に統一する。

(3) ごみ奨励金、下排水路の掃除補助金及びふるさとづくり補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例を基本に統一する。

- (4) コミュニティ推進協議会連絡会補助金及びコミュニティづくり推進協議会補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から甲山町の例を基本に統一する。
- (5) コミュニティ施設整備補助金及び地域集会施設整備補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅町の例を基本に統一する。
- (6) 地域づくり補助金については、合併年度は現行のとおり新町に引き継ぎ、合併翌年度から世羅西町の例を参考に統一する。

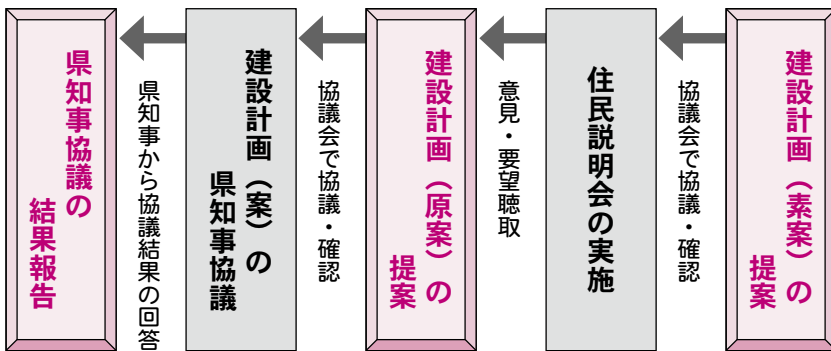
■協議第56号

新町建設計画（その1）について

新町建設計画（その1）については、新町建設の基本方針や主要施策についてとりまとめた【素案】を提

案しました。今回提案した【素案】については、協議会で確認された後、住民説明会で内容を説明するとともに、各戸へ配布する予定です。

なお、新町建設計画策定までの流れは次のとおりとなっています。



## 新町建設計画等に関する住民説明会日程

開催日	開催場所		
	甲山町	世羅町	世羅西町
9 / 29 (月)	甲山公民館		山福田公民館
9 / 30 (火)	伊尾公民館		せらにしタウンセンター
10 / 1 (水)		大見公民館	黒川公民館
10 / 2 (木)	中央公民館		津名公民館
10 / 3 (金)	東公民館	西大田公民館	
10 / 6 (月)	宇津戸公民館	津久志公民館	
10 / 8 (水)		せら文化センター	

開始時間：津久志公民館は 20 時、その他の会場は 19 時 30 分  
 ※住民説明会の詳細については、各町へお問い合わせください。

# 合併協定項目

## 協議状況

項目	提案	確認
① 合併の方式	10/16	11/25
② 合併の期日	11/25	12/25
③ 新町の名称	11/25 (小委員会設置) 7/23	12/25 (小委員会設置)
④ 新町の事務所の位置	11/25 (小委員会設置) 4/16	12/25 (小委員会設置) 7/23
⑤ 町、字の区域及び名称の取扱い	12/25	1/29
⑥ 財産及び債務の取扱い	12/25	2/26
⑦ 町の慣行の取扱い	12/25	1/29
⑧ 事務機構及び組織		
⑨ 条例、規則の取扱い	7/23	8/25
⑩ 議会議員の定数及び任期の取扱い		
⑪ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
⑫ 地方税の取扱い	4/16	5/28
⑬ 一般職員の身分の取扱い		
⑭ 特別職の身分の取扱い	7/23	8/25
⑮ 一部事務組合等の取扱い	2/26 (一部) 6/25	3/26 (一部) 7/23
⑯ 使用料、手数料等の取扱い	7/23	8/25
⑰ 公共的団体等の取扱い	5/28	6/25
⑱ 各種団体への補助金、交付金等の取扱い	6/25	7/23
⑲ 国民健康保険事業の取扱い	1/29	2/26
⑳ 介護保険事業の取扱い	4/16	5/28
㉑ 消防の取扱い	6/25	7/23
㉒ 電算システム事業の取扱い	1/29	2/26
㉓ 各種福祉制度の取扱い	3/26	4/16
㉔ 水道(簡易水道)事業の取扱い	2/26	3/26
㉕ 下水道事業の取扱い	2/26	3/26
㉖ 町立学校の通学区域の取扱い	1/29	2/26
㉗ 広報広聴関係事業の取扱い	12/25	1/29
㉘ 納税関係の取扱い	4/16	5/28
㉙ 防災関係の取扱い	3/26	4/16
㉚ 保健衛生の取扱い	5/28 (一部) 8/25	6/25 (一部)
㉛ 公の施設の取扱い	4/16	5/28
㉜ 人権対策の取扱い	5/28	6/25
㉝ 農林水産業関係事業の取扱い		
㉞ 商工観光関係事業の取扱い	5/28	6/25
㉟ 建設関係事業の取扱い	5/28	6/25
㊱ 学校教育関係の取扱い	7/23	8/25
㊲ 社会教育関係の取扱い	8/25	
㊳ 社会福祉協議会の取扱い	3/26	4/16
㊴ その他の行政サービスに係る各種取扱い		
㊴-1 地域活動等の取扱い	8/25	
㊴-2 定住促進対策の取扱い		
㊴-3 交通対策の取扱い		
㊵ 新町建設計画	10/16 (策定方針) 8/25 (策案)	10/16 (策定方針)

### 第13回合併協議会 開催日程について

**日時** 平成 15 年 9 月 24 日 (水)  
午後 1 時 30 分

**場所** せらにしタウンセンター

- ・協議会は傍聴できます  
(会場の都合により人数が制限される場合があります。)

### 協議会の動き

8 月

- 7 日 第 14 回総務企画部会
- 12 日 第 12 回幹事会
- 18 日 第 15 回総務企画部会
- 20 日 第 12 回建設部会
- 20 日 第 12 回福祉生活環境部会
- 25 日 第 11 回世羅郡三町合併協議会
- 28 日 第 13 回幹事会
- 29 日 第 14 回産業部会
- 29 日 第 12 回教育文化部会

### ホームページのご案内

委員の意見や質問など、協議内容の詳細についてはホームページへ会議録を掲載しておりますので、こちらもぜひご覧ください。(掲載まで 1 カ月程度かかります。)

◎ホームページアドレス◎

<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>

### 表紙写真のご紹介

7 月 31 日～ 8 月 3 日の 4 日間、「人にやさしい故郷づくり」をテーマに、せらにしタウンセンターを会場として、「長寿つばきの里まつり 2003」が開催されました。

今年で 3 回目となる、この祭りは「つばき夜祭」や、「花火大会」などさまざまなイベントが行われます。

平成 15 年 9 月 8 日

■発行：世羅郡三町合併協議会 ■編集：世羅郡三町合併協議会事務局  
〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原 124-2 ☎0847-25-5141 ☎0847-22-5921  
ホームページアドレス：<http://www.serakougen.ne.jp/gappei/index.html>